

議 第 十 四 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年十二月十五日

提 出 者

議 員	提 出 者
柿 沼 敏 万	柿 沼 敏 万
木 村 勝 好	木 村 勝 好
田 村 稔	田 村 稔
笠 原 哲	笠 原 哲
辻 隆 一	辻 隆 一

仙台市議会議長  
野田 讓 様

## 仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「保存」の下に「及び閲覧」を加え、同条に次の二項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支状況報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、非開示情報（仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号）第七条に規定する非開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支状況報告書等を閲覧に供するものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十三年五月二日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の第十一条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支状況報告書等について適用する。

#### 理 由

収支状況報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。